

株 主 各 位

**第31回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報**

2019年5月31日

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

主要拠点等

(1) 当社の主な事業所

本社：東京都江東区豊洲三丁目3番3号

事業本部等：第一公共事業本部（東京）	第二公共事業本部（東京）
テレコム・ユーティリティ事業本部（東京）	社会基盤ソリューション事業本部（東京）
第一金融事業本部（東京）	第二金融事業本部（東京）
第三金融事業本部（東京）	第四金融事業本部（東京）
ITサービス・ペイメント事業本部（東京）	製造ITイノベーション事業本部（東京）
ビジネスソリューション事業本部（東京）	中国・APAC事業本部（東京）
北米事業本部（東京）	EMEA・中南米事業本部（東京）

(2) 重要な子会社等の主な事業所

事業報告の「7. 重要な親会社及び子会社の状況」の「(2) 重要な子会社の状況」に記載の所在地のとおりです。

会計監査人の状況

1. 当社の会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当社の当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（1948年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額

377百万円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しています。

(注2) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

3. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

604百万円

(注) 当社の重要な子会社のうち、NTT Data International L.L.C.、NTT DATA EMEA LTD.、EVERIS PARTICIPACIONES, S.L.U.、NTT DATA ASIA PACIFIC PTE. LTD.、恩梯梯数据（中国）投資有限公司、itelligence AG 及びNTT DATA EUROPE GmbH & CO. KG は、KPMGメンバーファームによる監査を受けています。

4. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、監査・保証実務委員会実務指針第86号（受託業務に係る内部統制の保証報告書）に基づく内部統制の整備状況の検証業務等を委託しています。

5. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任します。

上記の他、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案します。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社においては、これまでも内部統制の適切な運営に向けて、鋭意取り組みを実施してきたところですが、会社法第362条に従い、当社グループにおける内部統制システムの構築に係る基本方針を取締役会にて決議しています。その内容は、以下のとおりです。

●内部統制システム構築の基本的考え方

- (1) 当社は、内部統制システムの構築にあたり、法令・定款の遵守は当然のこととして、事業活動の展開に伴って生じる不確実性（リスク）を常に考慮し、公正透明な事業活動を効率的に実施するための各種対策を講じることを基本方針とする。
- (2) 社長は、業務執行の最高責任者として、内部統制システムの整備及び運用について、責任をもって実施する。
- (3) 内部統制システムが円滑かつ有効に機能するよう、内部統制推進委員会を設置し、定期的を開催する。
- (4) 内部監査部門を設置し、業務執行から独立した立場で各事業本部等の事業活動が法令・定款、社内規程及び会社の経営方針・計画に沿って行われているかを検証し、具体的な助言・勧告を行うことにより、会社の健全性を保持する。
- (5) リスクマネジメント体制について、全社的な視点からこれを統括する役員を設置するとともに、コンプライアンス部門において審査等を行い、事業活動の適法性を確保する。
- (6) 金融商品取引法等に基づく財務報告に係る内部統制システムの信頼性の確保について適切な取り組みを実施する。

●内部統制システム構築の個別体制

- (1) 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

信頼される企業をめざし、企業倫理の確立による健全な事業活動を行うことを基本方針とし、以下のとおり取り組む。

- ・グローバル・コンプライアンス・ポリシーを制定し、法令遵守を含む取締役及び社員の行動指針とする。
- ・企業倫理に関わる教育・研修等を継続的に行うことにより、社員のコンプライアンス意識の醸成を行う。
- ・適法・適正な事業活動のため、コンプライアンス部門によるチェック、主管部門への助言・指導その他の支援等を実施する。
- ・反社会的勢力とは取引関係を含む一切の関係を持たず、不当な要求に対しては毅然とした対応をとる。
- ・健全な経営に向け、匿名・記名を問わず社員等からの情報を反映する内部通報制度を設け、通常の業務執行とは異なる情報伝達経路を確保することとし、当該社員等が内部通報制度受付窓口等に申告したことを理由として不利益な取扱いを受けることがないことを確保するための体制を整備する。
- ・内部監査部門は、年間計画を取締役会に報告するとともに、それに基づき業務執行から独立した立場で内部監査を実行し、その結果を定期的に取り締役に報告する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報を適切に保存・管理するとともに積極的に共有し、効果的に利用する一方で、個人情報・機密情報等の漏洩やその目的外利用から保護することを基本方針とし、以下のとおり取り組む。

- ・法令・定款、各種社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録・保存し、適切に管理する。
- ・事業活動に伴って生ずる情報を適時・適切に活用するため、社内情報システムを整備する。
- ・適切な情報の取扱いや効率的な事務処理について必要な事項を定めるため、社内規程を制定する。
- ・情報の取扱いに関わる全社施策を積極的に推進するため、情報セキュリティ委員会を設置し、定期的なこれを開催する。

- (3) リスクマネジメントに関する規程その他の体制

事業上の様々なリスクを想定し、当該リスクが発現した場合に最適な対策を講ずることができるようにしておく必要があるとの観点に立ち、リスクごとに各部門がそれぞれの役割に応じて主体的・自主的に対応するリスクマネジメント体制を整備することを基本方針とし、以下のとおり取り組む。

- ・リスクマネジメントの実施状況を各主管部門において継続的に監視・監督する体制を整備するとともに、内部統制推進委員会において有効性を評価し、全社的な視点から統括・推進を図る。
- ・事業上のリスクについては、その発現の頻度及び発現による影響を勘案して、重点化のうえ取り組む。
- ・当社の主要事業に係るリスクとして想定するシステム開発、運用保全等に関わるリスクについては、品質マネジメント等の観点から定めた各種社内規程に基づく体制整備を行うとともに、特にリスクが高いと想定される案件については、社長直轄の委員会においてその内容の妥当性を審査し、経営に影響を及ぼす大規模な不採算案件の発生抑止等に取り組む。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

重要な意思決定、執行の監督及び業務執行の各機能を強化し、経営の活性化を図ることを基本方針とし、以下のとおり取り組む。

- ・取締役会が重要な意思決定と執行の監督を的確に実施するために、業務執行に専念する責任者として執行役員を配置し、取締役から業務執行に関わる権限を大幅に委譲することにより、意思決定の迅速化を図り、スピード経営を追求する。
- ・業務執行の公正性を監督する機能を強化するため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。
- ・事業の基本方針その他経営に関する重要事項について社長が的確な意思決定を行うため、経営会議を設置する。
- ・業務運営を適正かつ効率的に遂行するために、会社業務の意思決定及び業務実施に関する各種社内規程を定めるなどにより、職務権限の明確化と適切な牽制が機能する体制を整備する。

(5) 当社グループ等における業務の適正を確保するための体制

当社と当社グループ会社間においては、重要な事項に関する協議、報告、指示・要請等により、当社グループ全体で業務の適正を確保することを基本方針とし、以下のとおり取り組む。

- ・グループ会社ごとに当社の連携責任部門を定め、関連諸部門を含めた連携体制を整備する。
- ・グループ会社の健全性の確保の観点から、当社内部監査部門によるモニタリングを行う。
- ・リスクマネジメントに係る体制整備のため、当社内部統制推進委員会においてグループ全体のリスクマネジメントの実施状況を統括・推進するとともに、グループ会社ごとにリスクマネジメント担当役員を設置する。
- ・不祥事等の防止のため、社員教育や研修等を実施するとともに、匿名・記名を問わずグループ会社の社員等からの情報を反映する内部通報制度を設置することとし、当該社員等が内部通報制度受付窓口等に申告したことを理由として不利益な取扱いを受けることがないことを確保するための体制を整備する。
- ・当社とグループ会社間の取引等について、法令に従い適切に行うことはもとより、適正な財務状況報告がグループ会社より行われる体制を整備する。
- ・グループ事業の基本方針に基づきグループ会社ごとに自立的な経営を行うとともに、当社経営会議においてグループ全体の経営状況をモニタリングすることにより、効率的かつ効果的なグループ経営を推進する。

なお、当社の親会社であるNTT株式会社及び日本電信電話株式会社とは、相互の自主性・自律性を十分に尊重しつつ連携を図るとともに、当該会社との間の取引等について、法令に従い適切に行うこと等を基本方針としています。

(6) 監査役の職務を補助する社員に関する事項・監査役の職務を補助する社員の取締役からの独立性に関する事項

監査役が実効的に行われることを確保するため、監査役の職務を補助する体制を整備することを基本方針とし、以下のとおり取り組む。

- ・監査役の職務を適切に補完するため、会社法上の重要な組織として監査役室を設置する。
- ・監査役の職務を補助する社員は、監査役が自ら定めた監査基準に準拠した監査を実施する上で必要な人員数を配置する。
- ・監査役室は取締役から独立した組織とし、監査役の職務を補助する社員は監査役の指揮命令に基づき、業務を遂行する。
- ・監査役の職務を補助する社員の人事異動・評価等については、監査役の意見を尊重し対処する。

(7) 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制・その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が実効的に行われることを確保するため、取締役及び社員が職務執行に関する重要な事項について監査役に報告する体制等を整備することを基本方針とし、以下のとおり取り組む。

- ・監査役が出席する会議、閲覧する資料、定例的又は臨時的に報告すべき当社と当社グループ会社に係る事項等を取締役と監査役の協議により定め、これに基づいて適宜報告を実施する。
- ・取締役及び社員は、各監査役からその業務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに監査役に対して当該事項につき報告を行う体制とする。
- ・上記の他、各監査役の求めに応じ、取締役、会計監査人、内部監査部門等はそれぞれ定期的及び随時に意見交換を実施する。
- ・監査役は、独自に外部の専門家と契約し監査業務に関する助言を受けることができる。
- ・監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当該請求に基づき支払いを行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおける内部統制システム構築に関する基本方針に基づく、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令を遵守することはもとより、高い倫理観を持って事業を運営していくため、企業倫理・コンプライアンスに関する意識の維持・向上に努めています。

企業倫理については、グローバル・コンプライアンス・ポリシーを社内向けウェブサイトに掲載しています。

コンプライアンス意識の維持・向上に向けては、役員・社員に対するコンプライアンス研修を実施するとともに、社内向けウェブサイトでは企業倫理上問題となる事例を掲載し、役員・社員の理解度向上に努めています。

コンプライアンス部門においては、取締役会等の重要会議への付議案件の事前チェックを62件実施しました。反社会的勢力との取引については、営業規程及び購買細則において取引先の信用調査等を義務付けるとともに、団体加入時に当該団体の活動状況や加入目的等の審査を徹底し、一切の関係を持つことがないように対応しています。

また、企業倫理委員会は、当事業年度に1回開催し、内部通報制度受付窓口に対する申告内容の調査を行い、対応状況とともに取締役会に報告しています。当事業年度においては、内部通報制度受付窓口に108件の通報がありました。なお、内部通報制度受付窓口等に申告したことを理由として、申告者に対して不利益となる取扱いを行わないことを内部通報制度の運用ルールにおいて規定し、適切に運用されています。

内部監査部門は、中間及び年間の監査結果、並びに年間の監査計画について、取締役会に適正に報告しています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する情報の管理を含む社内の情報管理について、文書処理規程や情報セキュリティポリシーを制定し、社内向けウェブサイトに掲載しています。文書（電子媒体に記録されたものを含む）の保存については、文書の種類によって法令に定めるものの他、業務に必要な期間保存しています。また、文書の整理保存に関しては、各部門への情報セキュリティ推進責任者の配置や、規程に従った文書（ファイル）の管理を可能とするシステムの導入等を通じ、適切に運用されています。

全社的なセキュリティ課題について報告・審議する場としてセキュリティ戦略担当役員のもと、情報セキュリティ委員会を設置し、当委員会は当事業年度は2回開催し、グローバル展開・拡大に伴うガバナンス強化やセキュリティ侵害を想定した対策強化等について議論しました。

(3) リスクマネジメントに関する規程その他の体制

リスクマネジメントについては、身近に潜在するリスクの発生を予想・予防し、万一リスクが顕在化した場合でも損失を最小限に抑えること等を目的として、リスクマネジメント体制を整備しています。代表取締役副社長が委員長を務める内部統制推進委員会が中心となって、リスクマネジメントのPDCAサイクルを構築し運用しています。なお、本委員会は当事業年度において2回開催し、全社的に影響を与えると想定されるリスクの特定及びそのリスク低減に関する施策を議論するとともに、目標の進捗・達成度を点検し、その結果を各種施策に反映しつつ有効性に対する評価等を行いました。

システム開発、運用保全等のリスクについては、品質マネジメント規程に基づいて構築されている品質マネジメントシステム(QMS)の中で適切に対応しています。また、プロジェクト審査委員会にて、お客様・業務・技術のいずれかに新規性のある大規模案件を対象に受注時計画の妥当性審査と納品までのプロジェクト実査を行っています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の業務は、各組織の所掌業務を定めた組織規程に基づいて執行され、取締役会の監督のもと、執行役員24名を配置し、権限の分掌を定めた権限規程に基づいて意思決定を行っています。

取締役会においては、法令で定められた事項、経営戦略・出資等会社経営・グループ経営に関する重要事項等、取締役会規則に定めた事項を決定するとともに、取締役から定期的に職務執行状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督しています。取締役会は、独立社外取締役2名を含む取締役11名で構成しており、当事業年度において18回開催されました。会社の重要な意思決定を審議する経営会議は、当事業年度において37回開催されました。

(5) 当社グループ等における業務の適正を確保するための体制

グループ全体に影響を及ぼす危機的事態の発生等、グループ経営上重要な事項については、当社においてグループ会社ごとに連携して事業を推進する組織を定めるとともに、当社に対する協議・報告体制を整備し、適切に運用されています。

当社の内部監査部門は、グループ会社に対し、グループ共通の重要なリスクや各社固有のリスクを反映した内部監査を統一的に実施しました。

グループ会社ごとに重点リスクを毎年設定し、各社のリスクマネジメント推進責任者を中心としたリスクマネジ

メントの実施状況を内部統制推進委員会において確認しています。

グループ全体のコンプライアンス意識の維持・向上に向けては、グループ会社に対しコンプライアンス研修の実施を指導し、その実施状況をモニタリングしています。また、当社と同様に内部通報制度受付窓口等に申告したことを理由として、申告者に対して不利益となる取扱いを行わないことを内部通報制度の運用ルールにおいて規定し、適切に運用されています。

グループ会社の財務状況については、四半期決算の状況の他、月次で当社に対して適正に報告されています。また、その結果は月次モニタリング状況として取締役会に報告されています。

グループ全体の経営状況については、経営会議に四半期ごとに報告されています。

(6) 監査役職務を補助する社員に関する事項・監査役職務を補助する社員の取締役からの独立性に関する事項

監査役監査を支える体制として、専任の社員4名で構成する監査役室を設置しており、監査役の指揮命令に基づき適切に業務を実施しています。なお、監査役室社員の人事異動や評価等については、監査役と調整することとしています。

(7) 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制・その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会等重要な会議に出席した他、重要な文書を閲覧するとともに、代表取締役との定期的な意見交換会や、取締役等とテーマに応じた議論を行っています。これらの場において、基本方針に示す職務執行等の状況の報告を受けるとともに、必要に応じて提言を行っています。

また、会計監査人及び内部監査部門との定期的な意見交換を実施し、監査計画の説明や内部統制システムの状況等について報告を受けるとともに、必要に応じて提言を行っています。

なお、監査業務に関する助言を受けるため独自に弁護士等外部の専門家と契約しており、これらに要する費用を含め、監査業務の執行に必要な費用については、会社が負担しています。

連結持分変動計算書 第31期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	当社株主に帰属する持分					合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の 構成要素	
当連結会計年度期首残高	142,520	116,193	528,601	△1	38,865	826,179
会計方針の変更による 累積的影響額	-	-	3,416	-	3,354	6,770
会計方針の変更を反映した当 連結会計年度期首残高	142,520	116,193	532,018	△1	42,220	832,949
当期包括利益						
当期利益	-	-	93,616	-	-	93,616
その他の包括利益	-	-	-	-	21,243	21,243
当期包括利益	-	-	93,616	-	21,243	114,859
株主との取引額等						
剰余金の配当(注1)	-	-	△22,440	-	-	△22,440
利益剰余金への振替	-	-	△773	-	773	-
自己株式の取得及び処分	-	-	-	-	-	-
企業結合による変動	-	-	-	-	-	-
支配継続子会社に対する 持分変動	-	△1,114	-	-	-	△1,114
その他	-	661	751	-	-	1,412
株主との取引額等合計	-	△453	△22,462	-	773	△22,142
当連結会計年度期末残高	142,520	115,740	603,171	△1	64,236	925,667

	非支配 持分	資本合計
当連結会計年度期首残高	34,327	860,506
会計方針の変更による 累積的影響額	328	7,099
会計方針の変更を反映した当 連結会計年度期首残高	34,656	867,605
当期包括利益		
当期利益	4,088	97,704
その他の包括利益	△330	20,913
当期包括利益	3,758	118,617
株主との取引額等		
剰余金の配当	△751	△23,191
利益剰余金への振替	-	-
自己株式の取得及び処分	-	-
企業結合による変動	3,379	3,379
支配継続子会社に対する 持分変動	308	△807
その他	△207	1,205
株主との取引額等合計	2,729	△19,413
当連結会計年度期末残高	41,143	966,809

(注1) 2018年6月19日の定時株主総会と2018年11月2日の取締役会決議における剰余金処分項目です。

(注2) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、当連結会計年度より、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」）に準拠して作成しています。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められている開示項目の一部を省略しています。IFRSへの移行日は、2017年4月1日です。

2. 連結の範囲に関する事項

子会社307社すべてを連結しています。

主要な連結子会社名はNTT DATA, Inc.、EVERIS PARTICIPACIONES, S.L.U.、itelligence AG、NTT DATA EMEA LTD.等です。

なお、新たな買収及び設立により、当連結会計年度より14社を新規に連結子会社に含めています。

また、合併及び清算により、10社を連結子会社から除外しています。

3. 持分法の適用に関する事項

関連会社については、キリンビジネスシステム(株)等39社すべてに持分法を適用しています。

なお、新たな設立及び株式譲受、重要な影響が認められると判断されたことによる持分法適用会社化により10社を新規に持分法適用の範囲に含め、清算により、2社を持分法適用の範囲から除外しています。

また、持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しています。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は114社であり、決算日は主に12月31日です。

連結計算書類の作成にあたっては、決算日が12月31日の連結子会社のうち、77社は連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しており、その他の会社は決算日現在の財務諸表を使用しています。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

5. 会計方針に関する事項

(1) 金融資産

金融資産を、その当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産及び償却原価で測定する金融資産に分類しています。当社グループでは、償却原価で測定する営業債権及びその他の債権については発生日に当初認識しており、それ以外の金融資産については取引日に当初認識しています。

金融資産は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが移転している場合において、認識を中止しています。

償却原価で測定する金融資産

次の条件が共に満たされる金融資産を償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの中で資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日を生じる。

償却原価で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引費用を加算して測定しています。また、当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しています。ただし、重大な金融要素を含まない営業債権は取引価格で当初測定しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 (FVOCI)

次の条件が共に満たされる金融資産をその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日を生じる。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引費用を加算して測定しています。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動をその他の包括利益として認識しています。その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合、その累計額を純損益に振り替えています。なお、報告年度において該当はありません。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品 (FVOCI)

償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類されず純損益を通じて公正価値で測定することとされた金融資産のうち、売買目的ではない資本性金融商品への投資については、当初認識時に、その公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行うことが認められており、当社グループでは金融商品ごとに当該指定を行っています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品は、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引費用を加算して測定しています。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動をその他の包括利益として認識しています。その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合にその累積額を利益剰余金に振り替えており、純損益には振り替えていません。なお、配当については損益として認識しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 (FVTPL)

上記以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値により測定し、その取得に直接起因する取引費用は、発生時に純損益で認識しています。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動を純損益として認識しています。

「FVTPLの金融資産 - 公正価値の純変動額」には、公正価値の変動、受取利息、受取配当及び外貨換算差損益が含まれています。

(2) 金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産について、予想信用損失に基づき、金融資産の減損を検討しています。

予想信用損失の認識及び測定にあたっては、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において利用可能な合理的で裏付け可能な情報を用いています。当社グループは、減損の存在に関する客観的な証拠の有無を、個別に重要な場合は個別評価、個別に重要でない場合は集合の評価により検討しており、当該金融資産が減損していることを示す客観的な証拠には、債務者の支払不履行や滞納、債務者又は発行体が破産する兆候等が含まれます。

期末日時点で、金融商品にかかる信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、報告日後12カ月以内の生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失（12カ月の予想信用損失）により損失評価引当金の額を算定しています。一方、期末日時点で、金融商品にかかる信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品の予想存続期間にわたるすべての生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失（全期間の予想信用損失）により損失評価引当金の額を算定しています。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権、その他債権（リース債権）及び契約資産については、上記に関わらず、常に全期間の予想信用損失により損失評価引当金の額を算定しています。

当社グループは、原則として契約で定められた支払期限を30日超過した場合に、金融資産の信用リスクが当

初認識時より著しく増大していると判断しており、支払期限を90日超過した場合に債務不履行が生じていると判断しています。債務不履行に該当した場合、又は発行者又は債務者の著しい財政的困難などの減損の証拠が存在する場合、信用減損しているものと判断しています。また、あらゆる回収手段を講じても金融資産が回収不能であると合理的に判断される場合は、金融資産の帳簿価額を直接償却しています。

(3) 金融負債

金融負債は、その当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定する金融負債及び償却原価で測定する金融負債に分類しています。当社グループでは、償却原価で測定する金融負債については、発行日に当初認識しており、それ以外の金融負債については、取引日に当初認識しています。

金融負債は、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し又は失効となった時に認識を中止しています。

償却原価で測定する金融負債

非デリバティブ負債は、償却原価で測定する金融負債に分類しています。償却原価で測定する金融負債は、当初認識時に公正価値からその発行に直接起因する取引費用を減算して測定しています。また、当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、当初認識時に公正価値により測定しています。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動を純損益として認識しています。

(4) デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、主として、為替リスク及び金利リスクをヘッジするために、デリバティブを利用しています。リスクヘッジ目的以外のデリバティブは、事業の目的に則り個別に定めたものを除き行わないものとしています。

当社グループは、リスク管理方針に基づき、ヘッジ開始時においてヘッジ関係及びヘッジの実施について公式に指定及び文書化を行っています。当該文書は、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ有効性の評価方法、非有効部分の発生原因の分析及びヘッジ比率の決定方法等を含んでいます。

当社グループは、ヘッジ指定以降、ヘッジ関係が将来に向けて有効であるかどうかを継続的に評価しています。具体的には、以下の項目をすべて満たす場合に、ヘッジが有効であると判断しています。

- ・ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があること
- ・信用リスクの影響が、当該経済的関係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと
- ・ヘッジ比率が実際のヘッジ対象とヘッジ手段の量から生じる比率と同じであること

デリバティブは公正価値で当初認識するとともに、その後も公正価値で測定し、その変動は次のとおり会計処理しています。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ会計に関する要件を満たすヘッジは、ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動のうち、有効部分はその他の包括利益として認識し、その他の資本の構成要素に累積しています。また、非有効部分は純損益として認識しています。その他の資本の構成要素に累積された金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えています。ヘッジ対象が予定取引の場合はヘッジ対象である資産の取得価格の測定に含めています。

ヘッジ指定されていないデリバティブ

デリバティブの公正価値の変動は、純損益として認識しています。

(5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、現金、随時引出し可能な預金、及び容易に換金可能でかつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から満期日までの期間が3カ月以内の短期投資で構成されています。

(6) 棚卸資産

棚卸資産は、商品、仕掛品及び貯蔵品で構成されており、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しています。仕掛品は主として機器販売等に係る仕入原価によるものであり、個別法を採用しています。商品及び貯蔵品の原価は、主として先入先出法により算定しています。

正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積販売価格から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除して算定しています。

(7) 有形固定資産

有形固定資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しています。取得原価には、当該資産の取得に直接付随する費用、解体・除去及び原状回復費用、及び資産計上すべき借入費用が含まれています。

減価償却費は、償却可能額を各構成要素の見積耐用年数にわたって定額法により算定しています。償却可能額は、資産の取得原価から残存価額を差し引いて算出しています。なお、土地及び建設仮勘定は減価償却を行っていません。

主要な有形固定資産項目ごとの見積耐用年数は、次のとおりです。

データ通信設備	3～8年
建物及び構築物	10～60年
機械装置及び運搬具	4～15年
工具、器具及び備品	4～15年

資産の減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は毎報告日に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって調整しています。

(8) のれん及び無形資産

①のれん

子会社の取得により生じたのれんは、取得原価から減損損失累計額を控除して測定しています。のれんは償却を行わず、配分した資金生成単位に減損の兆候がある場合、及び減損の兆候の有無に関わらず各報告期間の一定時期に減損テストを実施しています。

②研究開発費

研究活動に関する支出については、発生時に純損益に認識しています。開発活動に関する支出については、資産の認識要件をすべて満たすものに関して、資産の認識要件を満たした日から、開発完了までに発生した支出の合計額で測定し、連結財政状態計算書にて計上しています。当社グループでは、主にシステム稼働のソフトウェア開発及びコンピュータ・ソフトウェアの開発を行っています。

③その他の無形資産

無形資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しています。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しています。企業結合により取得した無形資産は、当初認識時にのれんとは区分して認識し、支配獲得日の公正価値で測定しています。

見積耐用年数を確定できる無形資産の主なものは、当社グループサービス提供のため、特定顧客との契約に基づく通信サービス用ソフトウェア及び自社利用のコンピュータ・ソフトウェアです。データ通信サービス用ソフトウェアの償却費は、顧客との契約に基づく料金支払期間にわたって定額法により、自社利用のコンピュータ・ソフトウェアの償却費は、見積利用可能期間にわたり定額法により算定しています。主な耐用年数は7～21年です。

資産の償却方法、見積耐用年数及び残存価額は毎報告日に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって調整しています。

(9) リース

当社グループでは、契約がリースであるか否か、又はその契約にリースが含まれているか否かについて、契約開始日における契約の実態を検討の上、判断しています。

リース取引は、資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを借手に移転する場合、ファイナンス・リース取引に分類し、他のリース取引はオペレーティング・リース取引に分類しています。リース期間が資産の経済的耐用年数の大部分を占めている場合や最低リース料総額の現在価値が資産の公正価値のほとんどすべてとなる場合などは、資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてが移転していると判断しています。リース期間は、解約不能期間に加え、リース開始日において更新オプションの行使が合理的に確実視されている期間を合計した期間としています。

①借手としてのリース

ファイナンス・リースに係るリース資産及びリース債務は、リース開始時の公正価値又は最低支払リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で当初認識しています。当初認識後は、その資産に適用される会計方針に基づいて会計処理しています。ファイナンス・リース取引により保有する資産は、リース期間の終了時までには所有権の移転が確実である場合には見積耐用年数で、確実でない場合はリース期間とリース資産の見積耐用年数のいずれか短い期間にわたって減価償却を行っています。リース料支払額は、各期の債務残高に対する一定の期間利率となるよう、金融費用と各期のリース債務残高の返済部分に按分しています。オペレーティング・リース取引のリース期間における支払リース料総額は、当該リース期間にわたって定額法により費用として認識しています。

②貸手としてのリース

当社グループは、データ通信設備等のリースを行っています。ファイナンス・リースについては、正味リース投資未回収額をリース債権（営業債権及びその他の債権）として認識し、受取リース料総額を元本分と利息相当分に区分し、受取リース料の利息相当分への配分は、利息法により算定しています。また、ファイナンス・リースが財の販売を主たる目的とする場合は、リース資産の公正価値か、貸手に発生する最低リース料総額を市場金利で割り引いた現在価値の、いずれか低い方を売上高として認識し、当該リース資産の原価（帳簿価額と異なる場合には帳簿価額）から無保証残存価値の現在価値を差し引いた金額を売上原価として認識しています。

オペレーティング・リース取引のリース期間における支払リース料総額は、当該リース期間にわたって定額法により収益として認識しています。

(10) 投資不動産

投資不動産とは、賃貸収入又はキャピタル・ゲイン、もしくはその両方を得ることを目的として保有する不動産です。通常の営業過程で販売するものや、商品又はサービスの製造・販売、もしくはその他の管理目的で使用する不動産は含まれていません。

当社グループの投資不動産は当初認識時において取得原価で、その後については原価モデルを採用しており、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額をもって計上しています。

減価償却については、見積耐用年数にわたり定額法により減価償却を行っています。見積耐用年数は、10～60年です。減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎報告日において見直しを行っています。

(11) 減損

①有形固定資産、無形資産及び投資不動産の減損

当社グループでは、期末日に有形固定資産、無形資産及び投資不動産が減損している可能性を示す兆候の有無を判断しています。減損の兆候がある場合には、回収可能価額の見積りを実施しています。見積耐用年数が確定できない無形資産及び未だ利用可能でない無形資産は、減損の兆候がある場合、及び減損の兆候の有無に関わらず各報告期間の一定時期に、減損テストを実施しています。個々の資産の回収可能価額を見積ることができない場合には、その資産の属する資金生成単位の回収可能価額を見積っています。資金生成単位は、他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小単位の資産グループとしており、当社グループにおいては、主にシステムとして一体で機能する資産グループを資金生成単位としています。

回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方で算定しています。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及びその資産の固有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しています。

資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失は純損益で認識しています。

のれん以外の資産における過年度に認識した減損損失については、期末日において、減損損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を判断しています。減損の戻入れの兆候がある場合には、その資産又は資金生成単位の回収可能価額の見積りを行っています。回収可能価額が、資産又は資金生成単位の帳簿価額を上回る場合には、回収可能価額と過年度に減損損失が認識されていなかった場合の償却又は減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失の戻入れを実施し、純損益に認識しています。

②のれんの減損

のれんは、企業結合のシナジーから便益を享受できると期待される資金生成単位又は資金生成単位グループに配分し、その資金生成単位に減損の兆候がある場合、及び減損の兆候の有無に関わらず各報告期間の一定時期に、減損テストを実施しています。当社グループでは、期末日ごとに、のれんが減損している可能性を示す兆候の有無を判断しています。減損テストにおいて資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失は資金生成単位又は資金生成単位グループに配分されたのれんの帳簿価額から減額し、次に資金生成単位又は資金生成単位グループにおけるその他の資産の帳簿価額の比例割合に応じて各資産の帳簿価額から減額しています。

のれんの減損損失は純損益に認識し、その後の期間に戻入れは行いません。

(12) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、現在の法的債務又は推定的債務を負い、債務の決済を要求される可能性が高く、かつ、当該債務金額について信頼性のある見積りが可能な場合に認識しています。

引当金は、期末日における債務に関するリスクと不確実性を考慮に入れた見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及び当該負債に特有のリスクを反映した利率を用いて現在価値に割引いて測定しています。

受注損失引当金

受注契約に係る将来損失に備えるため、期末日現在における受注契約に係る損失見込額を個別に見積り、損失見込額を受注損失引当金として認識しています。

(13) 収益

当社グループでは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(以下、IFRS第15号)の範囲に含まれる取引について、以下の5ステップ・アプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で(又は充足するに応じて)収益を認識する。

当該取引に関しては、契約開始時において、一定期間にわたり充足する履行義務かどうかを判断し、当該履行義務に該当しないと判断されるものについては、一時点で充足する履行義務としています。

一定期間にわたり充足する履行義務は、その受注金額あるいは完成までに要する総原価が信頼性をもって見積ることができる場合は、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づいて、当該期間にわたって収益を認識しています。この進捗度の測定は発生したコストに基づくインプット法(原価比例法)を採用しています。また、受注金額あるいは完成までに要する総原価が信頼性をもって見積ることができない場合には、発生したコストのうち回収可能性が高いと判断される部分と同額を収益として認識しています(原価回収基準)。

(14) 従業員給付

当社グループは、確定拠出制度及び確定給付制度を採用しています。

①確定拠出制度

確定拠出制度への拠出は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識し、未払拠出額を債務として認識しています。

②確定給付制度

確定給付制度に関連して認識する負債(確定給付負債)は、期末日現在の確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除したものです。

確定給付制度債務は、独立した年金数理人が予測単位積増方式を用いて算定しています。確定給付費用は、勤務費用、確定給付負債(資産)の純額に係る利息純額及び確定給付負債(資産)の純額に係る再測定から構成されます。勤務費用及び利息純額については、純損益で認識し、利息純額は期首の確定給付制度債務の測定に用いられた割引率を期首の確定給付負債(資産)の純額に乗じて算定しています。

確定給付負債(資産)の純額の再測定はその他の資本の構成要素として認識し、発生時にその他の資本の構成要素から、純損益を通さずに、直接利益剰余金に振り替えています。

③短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しています。

賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う契約上の債務を負っており、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しています。

(15) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理については、税抜方式を採用しています。

(会計方針の変更)

当社グループは、当期首（2018年4月1日）より、IFRS第9号「金融商品」（2014年7月公表）（以下、IFRS第9号）を適用していますが、IFRS第1号に基づくIFRS第7号「金融商品：開示」（以下、IFRS第7号）及びIFRS第9号の免除規定の適用に伴い、過去の期間について修正再表示は行っていません。

前連結会計年度は、日本において一般に公正妥当と認められる会計基準（以下、日本基準）に準拠しており、当期首時点での日本基準上の帳簿価額と、IFRS第9号適用による帳簿価額との差額を、利益剰余金、その他の資本の構成要素及び非支配持分の調整として会計処理しています。

なお、IFRS第9号の適用開始にあたっては、IFRS第9号の遡及適用免除あるいは遡及適用禁止の規定があり、その主な内容は下記のとおりです。

- ・金融資産の分類に関する遡及的な判断の禁止
- ・過去に認識した金融資産の指定に関する遡及適用の免除
- ・金融資産及び金融負債の認識の中止に関する規定の遡及適用の禁止
- ・IFRS第9号適用日における日本基準上のヘッジ会計の中止とIFRS第9号におけるヘッジ要件の充足

会計方針の変更による影響

当該会計方針の変更は、当社グループが当期首に保有していた金融資産・負債に適用しています。

IFRS第9号の適用による、当期首時点における主な累積的影響額は、以下のとおりです。これらを除き、当該会計方針の変更による影響は軽微です。また、当連結会計年度の「当期利益」、「1株当たり当期利益」への影響も軽微です。

(単位：百万円)

	その他の金融資産	繰延税金資産	利益剰余金	その他の資本の構成要素
ヘッジ会計	840	△77	9	172
非上場株式の公正価値評価	10,000	△3,083	3,407	3,182
合計	10,840	△3,160	3,416	3,354

(会計上の見積りの変更)

当連結会計年度において、公共・社会基盤分野の案件で前回総原価見直し時に見込めなかった不具合が発見されたことに伴い、更なる経済的便益の流出の発生可能性が高くなったため、見積総原価の変更をしています。

当該変更により、「売上原価」に含まれる受注損失引当金繰入額が13,239百万円増加しています。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. たな卸資産の内訳	
商品及び製品	3,094百万円
仕掛品	9,787百万円
原材料及び貯蔵品	2,412百万円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
現金及び預金	57百万円
売掛金	1,245百万円
建物及び構築物	4,884百万円
機械装置及び運搬具	612百万円
工具、器具及び備品	70百万円
土地	25百万円
投資不動産	5,507百万円
株式	270百万円
投資その他の資産（長期貸付金）	540百万円
(2) 担保付債務	
社債	100百万円
短期借入金	99百万円
長期借入金	2,039百万円
（1年以内に返済予定のものを含む）	
3. 有形固定資産の減価償却累計額	516,822百万円
4. 保証債務	
システム開発・運用契約に関連する金銭保証	
Prosimulador Tecnología de Tránsito, S.A.	1,218百万円
5. 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産は、これに対応する受注損失引当金15,592百万円（すべて仕掛品に係る受注損失引当金）と相殺表示しています。	

(連結損益計算書に関する注記)

1. 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額	15,629百万円
2. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額	
従業員給与手当	162,288百万円
退職給付費用	8,314百万円
作業委託費	62,023百万円
研究開発費	15,094百万円

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 1,402,500,000株

2. 当連結会計年度末の自己株式の種類及び株式数
普通株式 953株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2018年6月19日 定時株主総会	普通株式	10,519	7.5	2018年3月31日	2018年6月20日
2018年11月2日 取締役会	普通株式	11,921	8.5	2018年9月30日	2018年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の 種 類	配当の 原 資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	11,921	8.5	2019年3月31日	2019年6月21日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 財務上のリスク

当社グループは、事業活動を行う過程において様々な財務上のリスク（為替リスク、価格リスク、金利リスク、信用リスク及び流動性リスク）に晒されています。当社グループは、当該財務上のリスクの防止及び低減のために、一定の方針に従いリスク管理を行っています。

なお、当社グループにおけるデリバティブ取引については、デリバティブ取引管理規程に従い、実需に伴う取引に限定し、定められた取引執行手続を経た上で実行しています。

(2) 信用リスク

当社グループは、事業を営む上で、営業債権及びその他の債権並びにその他の金融資産（預金、株式、債権及びデリバティブなど）において、取引先の信用リスクがあります。

当社は、営業債権については、債権管理規程等に従い、各事業本部等における管理責任者が、取引先ごとの回収状況を定期的にモニタリングし、期日及び残高を管理するとともに、営業債権の延滞状況についても四半期単位で経営会議に報告し、早期かつ確実な回収に努めています。連結子会社についても、当社に準じた方法で管理しています。

デリバティブ取引の相手方は、信用度の高い金融機関であり、相手方の契約不履行に係るリスク（信用リスク）はほとんどないものと判断しています。

上記リスク管理手続により信用リスクの未然防止又は低減を図っており、過度に集中した信用リスクのエクスポージャーは有していません。

(3) 流動性リスク

流動性リスクとは、当社グループが現金又はその他の金融資産により決済する金融負債に関連する債務を履行する際に、困難に直面するリスクのことです。当社グループは、事業活動を支える資金調達に際して、低コストでかつ安定的に資金が確保できることを目標として取り組んでいます。

当社グループでは、月次に資金繰り計画を作成・更新するなどの方法により、流動性リスクを管理しています。また、当社は資金調達について、銀行借入及びNTTグループファイナンスを活用しており、さらに、安定的な資金調達に資するため、国内の2つの格付機関から長期債とコマーシャル・ペーパーの格付けを取得しているため、現金及び現金同等物の代替となる資金流動性を十分確保しています。

また、当社グループでは、グループキャッシュマネジメントシステムを導入しており、グループ資金を当社に集中するとともに、各社の必要資金は当社が貸し付けることで、資金効率の向上を図っています。

(4) 市場リスク

市場リスクとは、外国為替相場、金利、株価など、市場価格の変動に関するリスクであり、当社グループの収益又はその保有する金融商品の価値に影響を及ぼすものです。市場リスク管理の目的は、リターンを最大限にすると同時に、市場リスク・エクスポージャーを許容範囲のパラメーター内で管理しコントロールすることです。

当社グループは、外貨建資産・負債については、同一外貨又は連動性のある外貨建負債の保有、為替予約、通貨スワップ、通貨オプション、又はこれらの組み合わせにより、為替リスクをヘッジすることを基本としています。変動金利資産・負債については、市場金利に連動する負債の保有、金利スワップ、金利オプション、又はこれらの組み合わせにより、金利リスクをヘッジすることを基本としています。

また、株式については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市場リスクを管理しており、デリバティブ取引は、リスク管理規程に基づき実施しており、当社財務部において集中管理しています。連結子会社においては、デリバティブ取引を実施するにあたり、当社と事前協議の上、実施することとしています。

① 為替リスク管理

当社グループは、グローバルに企業活動を行っており、各社が拠点とする機能通貨以外による売買取引、ファイナンス、投資に伴う為替変動リスクに晒されています。当社グループは、非機能通貨のキャッシュ・フローの経済価値を保全するべく為替予約などの契約を利用することにより、為替変動リスクを管理しています。

当社グループは、これらの取引が為替変動による影響を有効に相殺していると判断しています。ヘッジ対象となる主な通貨は、米ドル、ユーロです。

② 金利リスク管理

当社グループは、事業活動を進める上で、運転資金及び設備投資等に必要となる資金を調達することに伴い発生する利息を支払っています。金利リスクのある借入等については、金利スワップ等により、金利リスクをヘッジすることを基本としています。

③ 株価変動リスク管理

当社グループは、当連結会計年度末において、取引先や関連会社を中心に市場性のある株式を保有しており、株価変動のリスクを負っています。当社グループは、リスク管理戦略に基づき、出資先ごとの公正価値や未実現損益について定期的にモニタリングを行うことにより、株価変動リスクを管理しています。

2. 金融資産及び金融負債の公正価値に関する事項

当連結会計年度末における、主な金融商品の帳簿価額及び公正価値は以下のとおりです。以下を除き、帳簿価額は概ね公正価値に相当しているため、表中には含めていません。また、長期借入債務（1年以内返済予定分を含む）の公正価値は、帳簿価額と公正価値がほぼ同額であるとみなされる変動金利付債務を除き、NTTグループにおける同種の負債の新規借入利回りを使用した割引率で将来キャッシュ・フローを割り引く方法により測定されています。

経常的に償却原価で測定している資産及び負債

(単位：百万円)

	当連結会計年度末 (2019年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値
長期借入金（1年以内返済予定分を含む）	397,164	422,535
社債（1年以内償還予定分を含む）	110,087	111,690

公正価値は「測定日における市場参加者間の通常の取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格、又は負債を移転するために支払うであろう価格」と定義されています。IFRSにおいては、3つからなる公正価値の階層が設けられており、公正価値の測定において用いるインプットには、観察可能性に応じた優先順位付けがなされています。それぞれのインプットの内容は、次のとおりです。

レベル1：活発な市場における同一資産及び負債の市場価格

レベル2：資産及び負債に関するレベル1に含まれる市場価格以外の観察可能なインプット

レベル3：資産及び負債に関する観察不可能なインプット

公正価値の測定方法

金融資産及び金融負債の公正価値は、次のとおり決定しています。金融商品の公正価値の見積りにおいて、市場価格が入手できる場合は、市場価格を用いています。市場価格が入手できない金融商品の公正価値に関しては、将来キャッシュ・フローを割り引く方法、又はその他の適切な方法により見積っています。

「営業債権及びその他の債権」、「営業債務及びその他の債務」、「短期借入金」

帳簿価額は公正価値に概ね近似しています。

「その他の金融資産（流動）」及び「その他の金融資産（非流動）」

市場性のある有価証券の公正価値は、活発な市場における同一資産の市場価格で公正価値を測定しています。

その他の金融資産は、顧客など非上場である非持分法適用会社の発行する普通株式を含んでいます。非上場普通株式は割引将来キャッシュ・フロー、収益、利益性及び純資産に基づく評価モデル、類似業種比較法及びその他の評価方法により、公正価値を算定しています。

デリバティブは、金利スワップ契約、通貨オプション取引及び為替予約契約であり、公正価値は観察可能な市場データに基づいて評価されており、レベル2に分類しています。また、評価額は為替レート等の観察可能な市場データを用いて、定期的に検証されています。

「長期借入金」（1年以内返済予定分を含む）

長期借入金（1年以内返済予定分を含む）の公正価値は、当社グループが同等な負債を新たに借入れる場合の利率率を使用した将来の割引キャッシュ・フローに基づき見積っています。

公正価値は観察可能な市場データに基づいて評価・検証されており、レベル2に分類しています。

「その他の金融負債（流動）」及び「その他の金融負債（非流動）」

デリバティブは、金利スワップ契約、通貨オプション取引及び為替予約契約であり、公正価値は観察可能な市場データに基づいて評価されており、レベル2に分類しています。また、評価額は為替レート等の観察可能な市場データを用いて、定期的に検証されています。

レベル3に分類される資産に関する定量的情報

当社グループにおいて、レベル3に分類されている金融商品は、主に非上場株式により構成されています。非上場株式の公正価値の測定は、対象となる金融商品の性質、特徴及びリスクを最も適切に反映できる評価技法及びインプットを用いて、入手可能なデータにより公正価値を測定しています。その結果は適切な権限者がレビュー及び承認しています。

なお、レベル3に分類した金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれていません。

(投資不動産に関する注記)

(1) 投資不動産に関する事項

当連結会計年度における投資不動産の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額の増減並びに帳簿価額及び公正価値は、次のとおりです。

① 取得原価

	(単位：百万円)
	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
期首残高	47,742
取得	318
企業結合による取得	-
処分	△77
科目振替	844
在外営業活動体の換算差額	△2
その他の増減	△6
期末残高	48,820

② 減価償却累計額及び減損損失累計額

	(単位：百万円)
	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
期首残高	20,358
減価償却費	642
処分	△63
科目振替	566
在外営業活動体の換算差額	-
その他の増減	△13
期末残高	21,489

(注) 減価償却費は、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に計上しています。

③ 帳簿価額及び公正価値

投資不動産の公正価値は、主として、独立の外部鑑定人による評価に基づいて、類似資産の取引価格を反映した市場取引価格等に基づき算定しています。

	(単位：百万円)
	当連結会計年度末 (2019年3月31日)
帳簿価額	27,331
公正価値	76,730

(2) 投資不動産に関する収益及び費用

投資不動産に関する収益及びそれに伴って発生する直接営業費用の金額は、それぞれ連結損益計算書の「売上高」及び「売上原価」に含まれています。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
賃貸収益	4,328
賃貸収益を生み出した直接営業費用	3,959

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|------------------|---------|
| 1. 1株当たり当社株主帰属持分 | 660円01銭 |
| 2. 基本的1株当たり当期利益 | 66円75銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

(当社グループによるCognosante Consulting, LLCの子会社化について)

(1) 企業結合の概要

連結財務諸表提出会社である当社は、2019年4月1日において、北米子会社であるNTT DATA Servicesを通じて、米国のCognosante (米国バージニア州) のコンサルティング部門であるCognosante Consulting, LLCの持分の譲渡を受け、議決権の100%を取得し、同社に対する支配を獲得しました。本取引の概要は次のとおりです。なお、IFRS第3号「企業結合」の規定を適用していますが、現時点において当該企業結合に関する会計処理が完了していないため、会計処理に関する詳細な情報は記載していません。

被取得企業の名称	Cognosante Consulting, LLC
事業内容	米国州政府のヘルスケア関連部門等に対するIT戦略・計画策定支援、品質保証サービス、プロジェクトマネジメント支援サービス等
企業結合の主な理由	本買収により、NTT DATA Servicesは、州政府の支出で最大規模であるヘルスケア関連分野において専門性の高い業界特化型のコンサルティングサービスを提供することが可能となります。また、Cognosante Consulting, LLCの約30年にわたる48州政府に対する豊富なサービス提供実績に基づく知見を獲得することで、さらなるサービス展開を加速すべく、本企业結合を行いました。
取得日	2019年4月1日
取得企業が被取得企業の支配を獲得した方法	現金を対価とした持分取得
取得した議決権比率	100%

(2) 譲渡対価

取得日における譲渡対価の公正価値は次のとおりです。

譲渡対価 現金
譲渡対価の公正価値 31,555百万円

(3) 取得関連費用の金額及びその表示科目

現時点では確定していません。

(4) のれん、識別可能な取得資産及び引受負債

取得資産及び引受負債の取得日の公正価値を算定中のため、現時点では確定していません。

株主資本等変動計算書 第31期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	純 資 産											
	株 主 資 本							評 価 ・ 換 算 差 額 等				合 計
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	合 計	その他 有価証券 評価差額金	繰 延 ヘッジ 損 益	合 計		
		資 本 準備金	利 益 準備金	その他 利益 剰余金	合 計							
当期首残高	142,520	139,300	2,288	547,639	549,927	△1	831,746	57,272	△4	57,268	889,014	
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	△1,336	△1,336	-	△1,336	-	-	-	△1,336	
会計方針の変更を反映した当期首残高	142,520	139,300	2,288	546,304	548,592	△1	830,411	57,272	△4	57,268	887,679	
事業年度中の変動額												
剰余金の配当(注1)	-	-	-	△10,519	△10,519	-	△10,519	-	-	-	△10,519	
剰余金の配当(注2)	-	-	-	△11,921	△11,921	-	△11,921	-	-	-	△11,921	
当期純利益	-	-	-	70,853	70,853	-	70,853	-	-	-	70,853	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	11,807	△6	11,801	11,801	
事業年度中の変動額合計	-	-	-	48,413	48,413	-	48,413	11,807	△6	11,801	60,214	
当期末残高	142,520	139,300	2,288	594,717	597,005	△1	878,824	69,079	△9	69,069	947,893	

その他利益剰余金の内訳

	その他利益剰余金				
	特別償却準備金	圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合 計
当期首残高	32	145	288,000	259,462	547,639
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	△1,336	△1,336
会計方針の変更を反映した当期首残高	32	145	288,000	258,126	546,304
事業年度中の変動額					
剰余金の配当(注1)	-	-	-	△10,519	△10,519
剰余金の配当(注2)	-	-	-	△11,921	△11,921
特別償却準備金の取崩	△32	-	-	32	-
圧縮積立金の取崩	-	△26	-	26	-
当期純利益	-	-	-	70,853	70,853
自己株式の取得	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	△32	△26	-	48,472	48,413
当期末残高	-	119	288,000	306,598	594,717

(注1) 2018年6月19日の定時株主総会における剰余金処分項目です。

(注2) 2018年11月2日の取締役会において決議しています。

(注3) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券については、償却原価法によっています。

子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法による原価法によっています。

その他有価証券については、次のとおりであります。

(1) 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっています。

(2) 時価のないもの

移動平均法による原価法によっています。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

貯蔵品については、先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産（ソフトウェアを除く）については、定額法を採用しています。

なお、ソフトウェアの減価償却の方法は次のとおりであります。

① 市場販売目的のソフトウェア

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっています。

② 自社利用のソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっています。

ただし、サービス提供目的のソフトウェアで、特定顧客との契約に基づく、データ通信サービス用ソフトウェアについては、当該契約に基づく料金支払期間にわたって均等償却しています。

(3) リース資産

① 有形リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、主として残存価額を零として算定する定額法を採用しています。

② 無形リース資産

定額法を採用しています。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 受注損失引当金

受注契約に係る将来損失に備えるため、当事業年度末における手持受注案件のうち、損失発生の可能性が高く、且つその金額を合理的に見積ることが可能な案件の損失見積額を受注損失引当金として計上し、対応する仕掛品と相殺して表示しています。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

① 退職給付債務見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理することとしています。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

(1) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

(2) 貸手のファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

6. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。

ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を採用しています。

また、金利スワップ取引のうち、金利スワップの特例処理の対象となる取引については、当該特例処理を採用しています。

7. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理については、税抜方式を採用しています。

8. 退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の貸借対照表における取扱が連結計算書類と異なっています。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額を加減した額から、年金資産の額を控除した額を退職給付引当金に計上しています。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

前事業年度において、流動資産に区分掲記していた「預け金」は、その金額の重要性が乏しくなったことから、当事業年度より「その他」に含めて表示しています。

なお、前事業年度の流動資産の「その他」88,398百万円に含まれる「預け金」の金額は、12,000百万円です。

(「税効果会計に係る会計基準の一部改正」の適用に伴う変更)

「税効果会計に係る会計基準の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、流動資産の「繰延税金資産」22,797百万円及び固定負債の「繰延税金負債」7,594百万円は投資その他の資産の「繰延税金資産」19,143百万円に含めて表示しています。

ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載していません。

(会計上の見積りの変更)

当事業年度において、公共・社会基盤分野の案件で前回総原価見直し時に見込めなかった不具合が発見されたことに伴い、更なる経済的便益の流出の発生可能性が高くなったため、見積総原価の変更をしています。

当該変更により、「売上原価」に含まれる受注損失引当金繰入額が13,239百万円増加しています。

(貸借対照表に関する注記)

1. たな卸資産の内訳	
商品	1,525百万円
仕掛品	13,873百万円
貯蔵品	881百万円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
受取手形及び売掛金	17百万円
投資有価証券	270百万円
関係会社株式	12百万円
流動資産その他（関係会社短期貸付金）	3百万円
長期貸付金	540百万円
関係会社長期貸付金	38百万円
(2) 担保付債務	
子会社の長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む）	1,118百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額	424,319百万円
4. 保証債務	
システム開発・運用契約等に対する履行保証	
NTT DATA Services, LLC	110,158百万円
NTT DATA Canada, Inc	69,612百万円
NTT DATA Payment Services Victoria Pty Ltd	39,165百万円
5. 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	61,387百万円
短期金銭債務	177,352百万円
長期金銭債務	3,292百万円
6. 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産は、これに対応する受注損失引当金15,508百万円（すべて仕掛品に係る受注損失引当金）と相殺表示しています。	

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
売上高	15,808百万円
売上原価等	277,856百万円
販売費及び一般管理費	39,656百万円
営業取引以外の取引高	13,418百万円
2. 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額	15,256百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	953株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	29,093百万円
売上債権	21,016百万円
減価償却超過額	11,367百万円
長期借入金（固定資産買戻）	1,546百万円
進行基準調整額	69百万円
その他	18,877百万円
繰延税金資産小計	81,968百万円
評価性引当額	△8,222百万円
繰延税金資産合計	73,746百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△30,512百万円
固定資産	△16,632百万円
事業再編に伴う関係会社株式簿価差額	△3,400百万円
その他	△4,058百万円
繰延税金負債合計	△54,603百万円
繰延税金資産の純額	19,143百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.64%
受取配当金	△2.70%
住民税均等割	0.08%
研究開発減税による税額控除	△0.61%
評価性引当額の増減	0.40%
その他	0.95%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.38%

(関連当事者との取引に関する注記)

役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員	本間 洋	—	—	当社代表 取締役社長	(被所有) 直接0.0	—	—	システム 開発収入	10	—	—
				日本電子決済 推進機構会長				建物賃貸等 その他の 事業収入	7	—	—
役員	山口重樹	—	—	当社代表 取締役副社長 一般財団法人 ID認証技術 推進協議会 代表理事	(被所有) 直接0.0	—	—	年会費の 支払	1	—	—
役員	岩本敏男	—	—	当社相談役 (注3)	(被所有) 直接0.0	—	—	システム 開発収入	10	—	—
				日本電子決済 推進機構会長 (注3)				建物賃貸等 その他の 事業収入	7	—	—
								年会費の 支払	3	—	—
				当社相談役 (注3)				一般社団法人 保健医療福祉 情報システム 工業会会長 (注3)	(被所有) 直接0.0	—	—

(注1) 取引金額には消費税等を含んでいません。

(注2) 上記の取引条件及びその決定方法については、他の取引先と同様の条件によっています。

(注3) 2018年6月19日までの代表取締役社長就任中の取引を記載しています。

関係会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関係会社	EVERIS PARTICIPACIONES, S.L.U.	(所有) 直接100.0	証書貸付契約を締結	資金の貸付	—	関係会社 長期貸付金	24,538
	EVERIS SPAIN S.L.U.	(所有) 間接100.0	証書貸付契約を締結	資金の貸付	3,581	関係会社 長期貸付金	27,403
	NTT DATA EMEA LTD.	(所有) 直接100.0	証書貸付契約を締結	資金の貸付	3,853	流動資産 その他 (関係会社 短期貸付金)	20,899
				貸付金の返済	6,502		
	NTT Data International L.L.C.	(所有) 直接100.0	同社の行う増資の引受	増資の引受	32,188	—	—
	NTT DATA Services,LLC	(所有) 間接100.0	システム開発・運用契約等に対する履行保証	債務保証	110,158	—	—
	NTT DATA Canada,Inc	(所有) 間接100.0	システム開発・運用契約等に対する履行保証	債務保証	69,612	—	—
NTT DATA Payment Services Victoria Pty Ltd	(所有) 間接100.0	システム開発・運用契約等に対する履行保証	債務保証	39,165	—	—	

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。なお、担保の受け入れはありません。

兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	NTTファイナンス(株)	(所有) 直接3.1 (被所有) 直接0.0	NTTグループ 会社間取引の 資金決済	NTTグループ 会社間取引の 資金決済	59,253	その他 (未収入金)	14,388
			資金の預入れ 等	資金の預入れ (注3)	39,526	その他 (預け金)	382
				資金の預入れ に伴う受取利息	2		
			資金の借入れ	資金の借入れ	40,000	長期借入金	259,378
資金の借入れ (注3)	4,737	短期借入金		20,440			

(注1) 取引金額には消費税等を含んでいませんが、期末残高には消費税等を含んでいます。

(注2) 上記の取引条件及びその決定方針については、他の取引先と同様の条件によっています。

(注3) 資金の預入れ及び資金の借入れの取引金額については、預け金及び短期借入金の平均残高を記載していません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 675円86銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 50円52銭 |

【参考】連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科 目	期 別	第31期		第30期	
		自 2018年4月1日 至 2019年3月31日		自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	
当期利益			97,704		85,691
その他の包括利益 (税引後)					
純損益に振り替えられることのない項目					
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の純変動額			11,756		17,733
確定給付負債の純額の再測定			△1,271		1,426
持分法適用会社におけるその他の包括利益の持分			△0		0
純損益に振り替えられる可能性のある項目					
キャッシュ・フロー・ヘッジ			△731		227
ヘッジ・コスト			100		-
在外営業活動体の換算差額			11,273		△18,941
持分法適用会社におけるその他の包括利益の持分			△213		193
その他の包括利益 (税引後) 合計			20,913		638
当期包括利益			118,617		86,329
当期包括利益の帰属					
当 社 株 主			114,859		82,877
非 支 配 持 分			3,758		3,452
合 計			118,617		86,329

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

【参考】 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	期 別	第31期		第30期	
		自 2018年4月1日 至 2019年3月31日		自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	
営業活動によるキャッシュ・フロー					
当期利益		97,704		85,691	
減価償却費及び償却費		158,038		158,054	
金融収益及び金融費用 (△は益)		836		△1,557	
持分法による投資損益 (△は益)		△175		△909	
法人所得税費用		49,210		37,013	
営業債権及びその他の債権の増減 (△は増加額)		△43,290		△32,547	
棚卸資産の増減 (△は増加額)		6,257		△7,125	
営業債務及びその他の債務の増減 (△は減少額)		32,765		43,116	
受注損失引当金の増減 (△は減少額)		4,205		1,911	
その他		△9,131		13,904	
小計		296,420		297,549	
利息及び配当金の受取額		4,992		4,263	
利息の支払額		△4,193		△4,555	
法人所得税の支払額		△55,209		△62,565	
営業活動によるキャッシュ・フロー		242,009		234,692	
投資活動によるキャッシュ・フロー					
有形固定資産及び無形資産の取得による支出		△179,986		△199,142	
その他の金融資産の取得による支出		△20,122		△21,892	
その他の金融資産の売却又は償還による収入 (△は償還)		23,130		24,113	
子会社の取得による支出		△9,257		△4,832	
その他		△645		△2,245	
投資活動によるキャッシュ・フロー		△186,879		△203,998	
財務活動によるキャッシュ・フロー					
短期借入金等の純増減 (△は減少額)		27,674		△169,620	
長期借入金及び社債の発行による収入		40,058		187,618	
長期借入金の返済及び社債の償還による支出		△50,967		△103,689	
非支配持分からの子会社持分取得による支出		△1,312		△114	
セール・アンド・リースバックによる収入		11,799		－	
配当金の支払額		△22,438		△21,739	
コマーシャル・ペーパーの純増減額 (△は減少額)		4,000		20,000	
非支配持分への配当金の支払額		△751		△773	
自己株式の取得による支出		－		△1	
その他		△2,612		△2,536	
財務活動によるキャッシュ・フロー		5,451		△90,855	
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少額)		60,581		△60,161	
現金及び現金同等物の期首残高		190,070		253,984	
現金及び現金同等物に係る換算差額 (△は減少額)		658		△3,753	
現金及び現金同等物の期末残高		251,309		190,070	

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

